

ボツワナ共和国・ナミビア共和国 18歳未満の方の入出国に際してのご案内

18歳未満の方が、ボツワナ・ナミビアに入国される際、別途書類が必要になります。
下記必要書類を列記させていただきますので、ご確認頂けますようお願い申し上げます。
なお、本情報は予告無く変更となる場合がございますのでご了承をお願いいたします。
最新の情報は各国大使館ホームページ等でご確認ください。

■ボツワナ共和国 : https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_tokou.html

【必要書類】

1 両親が同伴する18歳未満の方

英文の出生証明書（戸籍謄本）のコピー

2 片親と同伴の18歳未満の方

(1) 英文の出生証明書（戸籍謄本）のコピー

(2) 英文の宣誓供述書（同伴していない片親が旅行への同意を示すもの）（※）

下記URLのテンプレートをご活用ください。

https://x.hankyu-travel.com/f_up/data/pdf/osa_i/osa_i_516227.pdf

3 第3者と同伴の18歳未満の方

(1) 英文の出生証明書（戸籍謄本）のコピー

(2) 英文の宣誓供述書（同伴していない両親が旅行への同意を示すもの/母親用・父親用）（※）

https://x.hankyu-travel.com/f_up/data/pdf/osa_i/osa_i_603169.pdf

(3) 英文の「親が同伴していない未成年者証明書」（Unaccompanied Minors）

下記URLのテンプレートをご活用ください。

https://x.hankyu-travel.com/f_up/data/pdf/osa_i/osa_i_478367.pdf

■ナミビア共和国 : https://www.na.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00805.html

【必要書類】

1 両親が同伴する18歳未満の方

英文の出生証明書（戸籍謄本）のコピー

2 片親と同伴の18歳未満の方

(1) 英文の出生証明書（戸籍謄本）のコピー

(2) 英文の宣誓供述書（同伴していない片親が旅行への同意を示すもの）書式は問わず（※）

3 第3者と同伴の18歳未満の方

(1) 英文の出生証明書（戸籍謄本）のコピー

(2) 英文の宣誓供述書（同伴していない両親が旅行への同意を示すもの）書式は問わず（※）

(注) 上記書類は原則としてすべて公証印が必要です。

各書類を作成した後、公証役場で公証手続き（有償）を行ってください。

(※) 出生証明書（戸籍謄本）に父親欄の記載が無ければ父親の宣誓供述書は不要です。

不明点がございましたらお問い合わせください。